

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（案）の概要について

1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い，令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図るため，改正するものです。

2 改正内容

(1) 能登半島地震災害によって生じた住宅や家財等の損失について，令和6年度個人市民税（令和5年分所得）において，雑損控除額として算入できる特例を設けます（附則第5条の2関係）。

※ 改正前の条例では，令和7年度個人市民税（令和6年分所得）から雑損控除

(2) 地方税法の引用条項を次のように改めます（附則第6条関係）。

改正前 附則第4条の4第3項

改正後 附則第4条の5第3項

3 施行期日

公布の日